

契約時必要書類(個人)

〒100-6229

東京都千代田区丸の内1-11-1

パシフィックセンチュリープレイス丸の内 29F



TEL:03-6206-3529 FAX:03-6206-3540

■ ご契約時に必要なもの

- 入居者様全員の住民票
- ご印鑑
- 引き落とし口座がわかるもの
- コンビニでお支払い頂いた領収書

■ ご契約者様が未成年の場合

- 親権者様の印鑑証明書、実印、当社書式の親権者同意書

■ ご契約者様が生活保護の場合

- 生活保護証明書又は生活保護受給証

■ 連帯保証人様付きの場合

- 連帯保証人様の印鑑証明書
- 連帯保証人様の実印

■ 駐車場契約ありの場合

- 車検証
 - 運転免許証コピー
- ※ご契約者様が車を所持せずに、駐車場を契約をする場合は
返送チェックリストに一筆お願い致します。

契約までの流れのご案内

〒100-6229

東京都千代田区丸の内1-11-1

パシフィックセンチュリープレイス丸の内 29F



武蔵コーポレーション株式会社

TEL:03-6206-3529 FAX:03-6206-3540

■ 電話番号のご案内

- 空室確認、内見方法の確認～当社仲介業者様向けのウェブサイト
(その他ご質問、ご相談～03-6206-3529)
- 審査に関するお問合せ～050-3646-5781
※群馬県、栃木県の物件に関しては、以下の番号にお問合せ下さい。
(群馬県：027-329-6133、栃木県：028-610-1975)

■ 審査必要書類

- 本ファイルの3ページ目の案内をご参考下さい。

■ 契約までの流れ

1 保証会社及び架電審査

- 審査に必要な書類の不備や契約者様等に連絡が繋がらない場合は当社から御社に連絡いたします。

2 契約内容の確認

- 契約開始日など契約内容を最終確認いたします。
- 確認後、契約金明細書及びライフラインの連絡先をファックスにて送付いたします。

3 鍵の引き渡し

- 仲介業者様から契約者様へお引渡しをお願いいたします。
- 締切日までに契約金の着金確認が出来た場合、賃貸日の1～3営業日前に、新鍵が御社に到着いたします。

4 契約及び重要事項説明

- 仲介業者様の方での契約と重要事項説明をお願いいたします。
- 契約書及び重要事項説明書は当社で作成いたします。

5 ADのお支払い

- ADの締め日以内に、当社で契約金の着金及び返送書類が確認出来た場合、月末までにお支払いいたします。
- 締め日以内に間に合わなかった場合、次月以降のお支払いになります。

以上

▲武蔵コミュニティー株式会社宛

Mail:chintai@musashicorp.jp FAX:03-6206-3540

賃貸物件入居申込書（個人用）

お申込日	月	日	契約 予定日	月	日	入居 希望日	月	日
お申込 物件	号室					駐車場の ご契約	有（台）・無	
お車情報	車種		色		ナンバー			

ご契約者様記入欄							
フリガナ お名前					ご連絡先		
	様				— —		
性 別	男性 ・ 女性	国籍		生 年 月 日	西暦	年 月 日	（ 歳）
本人様確認お電話希望時間 ※できるだけ多くチェックを お願いします。		☐ 8時～9時 ☐ 午前中 ☐ 12時～13時 ☐ 14時～17時 ☐ 18時～20時 ☐ 20時以降 ※本人様確認のお電話はこちらの番号からおかけします TEL:050-3646-5781					

仲介業者様記入欄							
会 社 名					T E L		
店 舗 名	店	ご 担 当 者 名	様	F A X			
メー ル							
契約書送付住所	(〒 -)						
本物件情報 入手元	☐ リアプロ ☐ ATBB ☐ HOME'S ☐ SUUMO ☐ レインズ ☐ 弊社営業担当 ☐ 弊社WEBサイト ☐ 弊社FAX ☐ その他（ ）						
ご内見はお済みですか？※チェックしてください		記載事項（条件変更、お部屋の気になる箇所などをご記入ください）					
☐ 済 ☐ 済（修繕希望有） ☐ 未（月 日内見予定） ☐ 未（内見予定なし）							
特記事項							
☐ ペット飼育（種類： ）							
☐ FRの有無（ 月分）							
月次費用情報		※概算 初期費用情報（ご入居前にお支払いいただく費用です）					
家 賃	円	礼金	円	除菌費用 （有・無）		1R～1LDK	13,200円
共 益 費	円	敷金	円			2K～2LDK	16,500円
駐 車 場	円	保証会社加入料	円			3K～3LDK	22,000円
町 内 会 費	円	火災保険加入料	20,000円	鍵交換費		U9	16,500円
定 額 水 道 代	円	緊急対応費	16,500円			ディンプル	27,500円
そ の 他		仲介手数料	別途			特殊カギ	円



武蔵コミュニティー株式会社

東京都千代田区丸の内1-11-1/パシフィックセンチュリープレイス丸の内29F

TEL : 03-6206-3529 FAX : 03-6206-3540

記入例

外国籍用

太枠の中全てご記入ください。

申込時 必要書類
身分証（下記のいずれか）

- ①在留カード
 - ②特別永住者証明書
- ※表・裏両面が必要です。
- ③外国籍入居者様 確認事項連絡票

フリガナ
携帯TEL
必ずご記入
ください。

お客様ご記入部分

続柄・携帯番号
必ずご記入
ください。

お客様ご記入部分

通信欄

外国籍の方
氏名とフリガナを通信欄にフルネームでお願い致します。

仲介様
ご記入部分



右上の番号が
見えるように
お願いします。

001 004

賃貸保証委託申込書（個人用）

日本セーフティ株式会社
TEL 048-640-3100

申込日 20 年 月 日

私(申込者)は、予め緊急連絡先、及び連帯保証人予定者の同意を取得し、別紙「個人情報取得・保有・利用・提供等に関する同意事項」に同意の上、申込みます。

フリガナ	現住所	〒	□持家 □賃貸(家賃 万円/月) □親族同居 □他()
氏名 ※自署	男 女		
生年 月 日	T・S・H 西暦	年 月 日	□有 携帯TEL □無
職業	□公務員 □役員 □正社員 □契約社員 □派遣社員 □パート・アルバイト □自営 □学生 □失業保険受給 □年金受給 □生活保護受給 □無職	健康 保険 □社会保険 □国民保険	転居 理由
勤務先 /学校名	所在地	〒	
勤務先 TEL	勤続 年数	年 月 日	業 種

□申込者本人のみ ※申込者本人の記入は不要 □申込者および同居人 □申込者以外 ※下記3名のほかに同居者がいる場合は、合計同居者数を
ご記入の上、通欄に書き添えての記入者様をご記入ください。

フリガナ	続柄	生年月日	T・S・H 西暦	年 月 日	勤務先/ 学校名	TEL
氏名	男 女	携帯TEL		年齢		
フリガナ	続柄	生年月日	T・S・H 西暦	年 月 日	勤務先/ 学校名	TEL
氏名	男 女	携帯TEL		年齢		
フリガナ	続柄	生年月日	T・S・H 西暦	年 月 日	勤務先/ 学校名	TEL
氏名	男 女	携帯TEL		年齢		

<<<同居者以外のご親族の方をご記入ください。※連帯保証人の有無に関わらず必須>>

緊急 連絡先	フリガナ	続柄	携帯 TEL	自宅 住所	〒
氏名	男 女	TEL	自宅 TEL		

連帯保 証人	フリガナ	現住所	〒	□持家 □賃貸 □親族同居 □他()
氏名	男 女			
生年 月 日	T・S・H 西暦	年 月 日	携帯 TEL	自宅 TEL
職業	□公務員 □役員 □正社員 □契約社員 □派遣社員 □パート・アルバイト □自営 □年金受給			
勤務先 名称	所在地	〒		
勤務先 TEL	勤続 年数	年 月 日	業 種	職 種

通信欄 ※同居者様をすべてご記入できないときなど、必要に応じてご利用ください。

記入漏れはございませんか？
本人確認書類を添付してFAXください

FAX 048-640-3101

いつもスムーズな審査にご協力ありがとうございます

00001

取扱店NO. 045627	担当者	武蔵コミュニケーション株式会社
TEL 03-6206-3529	FAX 03-6206-3540	
申込区分	□新築申込 □入居中申込	入居予定日 20 年 月 日
物件用途	□住居 □店舗 □事務所 □駐車場 □その他()	
フリガナ		
物件名		
所在地	〒	号室
仲介店名	TEL	
礼金	円	月額賃料 (税込)
敷金 (一括納付)	円	管理費 / 共益費
保証金 (一括納付)	円	駐車場
解約引 / 償却	円	
初回保証料	円	
更新保証料	円	
合計(税込)	円	月額保証対象額
賃貸保証プラン	□プラス1 保証人あり □バートナー 保証人なし	□してく ださい。
賃料支払日 毎月	日 支払方法 □振込 □口座振替 □持参	

親権者等同意書

私は、契約申込者の法定代理人を代表して、契約申込者が右記条件の不動産賃貸借契約、及び日本セーフテイナー株式会社を保証会社とする保証委託契約を申込み、締結することにつき、同意します。

20 年 月 日

法定代理人

印

住所

〒

契約申込者との関係

連絡先

(自宅)

(携帯)

契約申込者

住所

〒

氏名

<不動産賃貸借契約>

物件名	号室
物件所在地	〒

礼金	円
敷金	円
保証金	円
解約引/償却	円
月額家賃	円
管理費/共益費	円
駐車場	円
()	円
()	円
()	円

月額合計額

円

<保証会社>

日本セーフテイナー株式会社

住所 東京都港区芝5-36-7 三田ベルジュビル8F
TEL 03-5446-5700 FAX 03-5446-5701

00001

親権者同意書

武蔵コミュニティー株式会社 御中

私は賃貸借契約にあたり、申込者の親権者（法定代理人。他に親権者がいる場合は親権者の代表者）として、申込者が下記物件の賃貸借契約を締結することに同意します。

物件名・号室 物件 _____ 号室

物件所在地 住所 _____

親権者氏名 氏名 _____ 実印

未成年者との続柄 _____

未成年者氏名 住所 _____

氏名 _____ ⑩

生年月日 _____

満 _____ 歳

武蔵-Support_WIDE

イントラスト控え

「個人情報の収集・利用・提供等に関する条項」の同意書及び保証委託契約内容確認書

個人情報の収集・利用・提供等に関する条項（全体を通じて、「本条項」といいます。）

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人、連帯保証人）（以下これらの者を「申込者等」という）は、株式会社イントラスト（以下「当社」という）が本条項に従い個人情報を取り扱うことに同意いたします。

第1条（個人情報）
個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。
(1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の保証委託申込時の書類、保証委託契約書に記載された属性情報（変更後の情報を含む）。
(2) 保証委託契約に関する賃貸物件、サービス提供者、医療機関の名称、所在地及び賃料等、サービス利用料等、入院費等の契約情報。
(3) 保証委託契約に関する賃料等、サービス利用料等、入院費等支払状況等の取引情報
(4) 運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された情報。
(5) 個人の肖像又は音声は磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
(6) 裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。

第2条（関連する個人情報）
当社は、代理人、連帯保証人、緊急連絡先及び後見人（親権者等）の申込者等の関係者（以下「申込関係者」という）に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条（個人情報の利用目的）
当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。
(1) 保証委託契約の締結可否の判断のため。
(2) 保証委託契約の締結及び履行のため。
(3) 保証委託契約に基づく事前及び事後求償権の行使のため。
(4) サービスの紹介のため。
(5) サービスの品質向上のため。
(6) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究や開発のため
(7) 債権譲渡または債権管理のため
(8) ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
(9) 賃借人又は賃貸人及び管理会社、サービス利用者及びサービス提供者、入院患者及び医療機関からの委託に基づく収納代行事務を行うため。
(10) 賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の清算に協力するため。
(11) 上記(1)から(10)の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第4条（個人情報の第三者への提供）
当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。
(1) 法令に基づく場合。
(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2.申込者等は、当社が個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

第 3 条記載の利用目的の達成のために、賃貸人、管理会社、仲介会社、管理会社・サービス提供者・医療機関（以下「契約関係者」という）、申込関係者、保険会社若しくは再保証会社、又はその他しからべき第三者に対し提供すること。

第5条（個人情報の取扱いの委託）
当社は第 3 条記載の利用目的の達成のために個人情報の一部又は全部を第三者に委託することがあります。

第6条（第三者の範囲）
以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
(1) 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）。
(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

第7条（個人情報の当社への提供）
申込者等は、申込関係者、契約関係者が申込者等の個人情報の提供を第 3 条記載の利用目的のために当社に提供することに同意します。

第8条（個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等）
当社は、当社所定の方法により、本人から、当該本人が識別される個人情報の利用目的の通知または開示

を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報の利用目的の通知又は開示をします。ただし開示することにより以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部又は一部の利用目的の通知又は開示をすることはありません。
(1) 申込者等本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
(2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
(3) 法令に違反することとなる場合。
2.当社は、当社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該情報を最新の情報へ訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）します。
3.当社は、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用している場合、個人情報を不正に取得した場合、及び不正に第三者に提供した場合、本人の請求に応じて当該個人情報の利用又は第三者への提供を停止（以下「利用停止等」という）します。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
4.個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等をご希望の方は、下記問合せ窓口までご連絡ください。

第9条（個人情報の正確性）
当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第10条（必要情報の提出）
申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第11条（個人情報提供の任意性）
当社への個人情報の提供は任意です。必要な個人情報を提供いただけない場合には、保証委託契約の締結をお断りさせていただきます。

第12条（審査結果）
申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第13条（個人情報の管理）
当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
2.当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第14条（個人情報取り扱い業務の外部委託）
当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第15条（統計データの利用）
当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第16条（本条項の改定）
当社は、法令等の定めがある場合を除き、本条項を随時変更することができるものとします。

第17条（個人情報管理責任者）
株式会社イントラスト 個人情報保護管理者

第18条（問合せ窓口）
個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。
株式会社イントラストお客様相談窓口
電話番号：03-5213-0805
受付時間：月曜日～金曜日（土日、祝祭日、年末年始を除く）9:00～18:00
※会話内容につきましては、お客様対応の品質向上及び会話内容の確認のため録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

保証委託契約内容に関する重要事項

大切な内容ですので、下記の内容をよくお読みになったうえでお申込をお願いします。
なお、本書面はご契約内容を全て記載しているものではありませんので、ご契約内容の詳細は保証委託契約約款をご覧ください。

1. 申込先の保証会社について
商 号：株式会社 イントラスト
所 在 地：東京都千代田区麹町1-4
問合せ先：03-5213-0805（土日、祝祭日を除く 9時から18時）

2. 保証の範囲および内容について
保証範囲 ①賃貸契約における賃料等（賃料、共益費、管理費、駐車場料、町会費等）
賃貸借契約更新料、賃貸借契約が解除された場合の明渡しまでの賃料等損害金
②訴訟その他法的手続き費用
保証上限額 賃料等の24ヶ月分に相当する金額

3. 保証期間について
保証期間 保証開始から1年間（1年毎に更新）

4. 保証委託料について
初回保証委託料（非課税）：賃料等の60％
更新保証料（非課税）：10,000円（1年毎）

口座振替手数料（税別）：月額300円
※原契約が原契約の賃貸借期間の満了日前に終了した場合、又は賃料等が保証期間の途中で減額された場合、当社が保証委託契約書を解除する場合であっても、当社は、お客様から受けた保証委託料等を返還いたしません。

5. 求償権の行使について
お客様が賃料等の未納などにより、賃貸借契約の金銭支払債務を当社が保証した場合、物件オーナー様・不動産管理会社様に代わり当社がお客様にお支払のご請求をさせていただきます。また、当社の定めた期日までにお支払いいただけない場合、遅延損害金として年14.6%の金額を加算してお支払いいただきます。

6. 事前求償について
賃貸借契約の金銭支払債務につき当社が保証前であっても、賃貸借契約の金銭支払債務の支払い期日が過ぎている場合、原契約又は本契約の各条項の一つでも違反した場合（保証委託契約約款第6条参照）などには当社は、事前にお客様にお支払のご請求をさせていただくことがございます。

私は、「保証委託契約内容に関する重要事項」についての説明を受け理解しました。
また「個人情報の収集・利用・提供に関する条項」に同意のうえ、申込を行ないます。

お申込日	申込者ご署名欄
西暦20 年 月 日	

武蔵-Support_WIDE

お客様控え

「個人情報の収集・利用・提供等に関する条項」の同意書及び保証委託契約内容確認書

個人情報の収集・利用・提供等に関する条項（全体を通じて、「本条項」といいます。）

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人、連帯保証人）（以下これらの者を「申込者等」という）は、株式会社イントラスト（以下「当社」という）が本条項に従い個人情報を取り扱うことに同意いたします。

第1条（個人情報）

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

(1) 氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の保証委託申込時の書類、保証委託契約書に記載された属性情報（変更後の情報を含む）。

(2) 保証委託契約に関する賃貸物件、サービス提供者、医療機関の名称、所在地及び賃料等、サービス利用料等、入院費等の契約情報。

(3) 保証委託契約に関する賃料等、サービス利用料等、入院費等支払状況等の取引情報

(4) 運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された情報。

(5) 個人の肖像又は音声を磁氣的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。

(6) 裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。

第2条（関連する個人情報）

当社は、代理人、連帯保証人、緊急連絡先及び後見人（親権者等）の申込者等の関係者（以下「申込関係者」という）に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条（個人情報の利用目的）

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

(1) 保証委託契約の締結可否の判断のため。

(2) 保証委託契約の締結及び履行のため。

(3) 保証委託契約に基づく事前及び事後後債権の行使のため。

(4) サービスの紹介のため。

(5) サービスの品質向上のため。

(6) 市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究や開発のため

(7) 債権譲渡または債権管理のため

(8) ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。

(9) 賃借人又は賃貸人及び管理会社、サービス利用者及びサービス提供者、入院患者及び医療機関からの委託に基づく収納代行事務を行うため。

(10) 賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の清算に協力するため。

(11) 上記(1)から(10)の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第4条（個人情報の第三者への提供）

当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

(1) 法令に基づく場合。

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力が必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

2. 申込者等は、当社が個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

第 3 条記載の利用目的の達成のために、賃貸人、管理会社、仲介会社、管理会社・サービス提供者・医療機関（以下「契約関係者」という）、申込関係者、保険会社若しくは再保証会社、又はその他しるべき第三者に対し提供すること。

第5条（個人情報の取扱いの委託）

当社は第 3 条記載の利用目的の達成のために個人情報の一部又は全部を第三者に委託することがあります。

第6条（第三者の範囲）

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

(1) 当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）。

(2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

第7条（個人情報の当社への提供）

申込者等は、申込関係者、契約関係者が申込者等の個人情報を第 3 条記載の利用目的のために当社に提供することに同意します。

第8条（個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等）

当社は、当社所定の方法により、本人から、当該本人が識別される個人情報の利用目的の通知または開示

を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報の利用目的の通知又は開示をします。ただし開示することにより以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部又は一部の利用目的の通知又は開示をすることはありません。

(1) 申込者等本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。

(2) 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。

(3) 法令に違反することとなる場合。

2. 当社は、当社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該情報を最新の情報へ訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）します。

3. 当社は、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用している場合、個人情報を不正に取得した場合、及び不正に第三者に提供した場合、本人の請求に応じて当該個人情報利用又は第三者への提供を停止（以下「利用停止等」という）します。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。

4. 個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等をご希望の方は、下記問合せ窓口までご連絡ください。

第9条（個人情報の正確性）

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報 が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第10条（必要情報の提出）

申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む）を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第11条（個人情報提供の任意性）

当社の個人情報の提供は任意です。必要な個人情報を提供いただけない場合には、保証委託契約の締結をお断りさせていただきます。

第12条（審査結果）

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第13条（個人情報の管理）

当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

2. 当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第14条（個人情報取り扱い業務の外部委託）

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第15条（統計データの利用）

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第16条（本条項の改定）

当社は、法令等の定めがある場合を除き、本条項を随時変更することができるものとします。

第17条（個人情報管理責任者）

株式会社イントラスト 個人情報保護管理者

第18条（問合せ窓口）

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社イントラストお客様相談窓口
電話番号： 03-5213-0805
受付時間：月曜日～金曜日（土日、祝祭日、年末年始を除く）9:00～18:00
※会話内容につきましては、お客様対応の品質向上及び会話内容の確認のため録音させていただきます。あらかじめご了承ください。

保証委託契約内容に関する重要事項

大切な内容ですので、下記の内容をよくお読みになったうえでお申込をお願いします。

なお、本書面はご契約内容を全て記載しているものではありませんので、ご契約内容の詳細は保証委託契約約款をご覧ください。

1. 申込先の保証会社について

商 号：株式会社 イントラスト
所 在 地：東京都千代田区麹町1-4
問合せ先： 03-5213-0805（土日、祝祭日を除く 9時から18時）

2. 保証の範囲および内容について

保証範囲 ①賃貸契約における賃料等（賃料、共益費、管理費、駐車場料、町会費等）
賃貸借契約更新料、賃貸借契約が解除された場合の明渡しまでの賃料等損害金
②訴訟その他法的手続き費用
保証上限額 賃料等の24ヶ月分に相当する金額

3. 保証期間について

保証期間 保証開始から1年間（1年毎に更新）

4. 保証委託料について

初回保証委託料（非課税）： 賃料等の60％
更新保証料（非課税）： 10,000円（1年毎）

口座振替手数料（税別）： 月額300円

※原契約が原契約の賃貸借期間の満了日前に終了した場合、又は賃料等が保証期間の途中で減額された場合、当社が保証委託契約書を解除する場合であっても、当社は、お客様から受けた保証委託料等を返還いたしません。

5. 求償権の行使について

お客様が賃料等の未納などにより、賃貸借契約の金銭支払債務を当社が保証した場合、物件オーナー様・不動産管理会社様に代わり当社がお客様にお支払のご請求をさせていただきます。また、当社の定めた期日までにお支払いいただけない場合、遅延損害金として年14.6%の金額を加算してお支払いいただきます。

6. 事前求償について

賃貸借契約の金銭支払債務につき当社が保証前であっても、賃貸借契約の金銭支払債務の支払い期日が過ぎている場合、原契約又は本契約の各条項の一つでも違反した場合（保証委託契約約款第6条参照）などには当社は、事前にお客様にお支払のご請求をさせていただくことがございます。

私は、「保証委託契約内容に関する重要事項」についての説明を受け理解しました。
また「個人情報の収集・利用・提供に関する条項」に同意のうえ、申込を行ないます。

お申込日	申込者ご署名欄
西暦20 年 月 日	

武蔵-Support_WIDE(振込)

イントラスト控え

「個人情報の収集・利用・提供等に関する条項」の同意書及び保証委託契約内容確認書

個人情報の収集・利用・提供等に関する条項（全体を通じて、「本条項」といいます。）

保証委託契約の申込者、連帯保証人予定者並びに契約当事者（賃借人、連帯保証人）（以下これらの者を「申込者等」という）は、株式会社イントラスト（以下「当社」という）が本条項に従い個人情報を取り扱うことに同意いたします。

第1条(個人情報)

個人情報とは、以下の個人に関する情報をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

(1)氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の保証委託申込書、保証委託契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含む)。

(2)保証委託契約に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報。

(3)保証委託契約に関する賃料支払状況等の取引情報。

(4)運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書等に記載された本人確認のための情報。

(5)個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。

(6)裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。

第2条(関連する個人情報)

当社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条(個人情報の利用目的)

当社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- (1)保証委託契約の締結可否の判断のため。
- (2)保証委託契約の締結及び履行のため。
- (3)保証委託契約に基づく事前及び事後求償権の行使のため。
- (4)サービスの紹介のため。
- (5)サービスの品質向上のため。
- (6)市場調査ならびにデータ分析やアンケートの実施等による商品やサービスの研究や開発のため
- (7)債権譲渡または債権管理のため
- (8)ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
- (9)賃料入及び管理会社からの委託に基づく収納代行事務を行うため。
- (10)賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。
- (11)上記(1)から(10)の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第4条(個人情報の第三者への提供)

- (1)当社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。
- i 法令に基づく場合。
 - ii 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - iii 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - iv 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (2)申込者等は、当社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。
- i 第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、再保証会社、又はその他しかるべき第三者に対し提供すること。
 - ii その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすと当社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

第5条(第三者の範囲)

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

- (1)当社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合（なお、委託先における個人情報の取り扱いについては当社が責任を負います）。
- (2)合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報提供される場合。

第6条(個人情報の当社への提供)

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、賃借人、連帯保証人、賃貸人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者が、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために当社に対し提供することに同意します。

第7条(個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等)

- (1)当社は、当社所定の方法により、申込者等本人から、当該申込者等本人が識別される個人情報の利用目的の通知または開示を求められたときは、申込者等本人に対し、遅滞なく、当該保有個人情報の利用目的の

通知又は開示をします。ただし、開示することにより以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部又は一部の利用目的の通知又は開示をすることはありません。

- i 申込者等本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合。
 - ii 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合。
 - iii 法令に違反することとなる場合。
- (2)当社は、当社が保有する個人情報の内容が事実でないことが判明した場合、利用目的の達成に必要な範囲内において、速やかに当該情報を最新の情報へ訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という）します。
- (3)当社は、利用目的の範囲を超えて個人情報を利用している場合、個人情報を不正に取得した場合、及び不正に第三者に提供した場合、申込者等本人の請求に応じて当該個人情報の利用又は第三者への提供を停止（以下「利用停止等」という）します。ただし、当該個人情報の利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、申込者等本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではありません。
- (4)個人情報の利用目的の通知・開示・訂正等・利用停止等をご希望の方は、下記問合せ窓口までご連絡ください。

第8条(個人情報の正確性)

当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第9条(必要情報の提出)

申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報(運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む)を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第10条(個人情報提供の任意性)

当社は、申込者等から提供を受けた個人情報に基づき保証委託契約の締結可否の判断を行います。必要な個人情報を提供いただけない場合には、保証委託契約の締結をお断りさせていただきます。

第11条(審査結果)

申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、当社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

第12条(個人情報の管理)

- (1)当社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。
- (2)当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第13条(個人情報取り扱い業務の外部委託)

当社は、個人情報を取り扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。

第14条(統計データの利用)

当社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。当社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第15条(本条項の改定)

当社は、法令等の定めがある場合を除き、本条項を随時変更することができるものとします。

第16条(個人情報管理責任者)

株式会社イントラスト 個人情報保護管理者

第17条(問合せ窓口)

個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せにつきましては、以下の問合せ窓口までご連絡ください。

株式会社イントラストお客様相談窓口

電話番号： 03-5213-0805

受付時間： 月曜日～金曜日（土日、祝祭日除く）9:00～18:00

※通話内容につきましては、電話応対の品質向上及び通話内容の確認のため録音させていただいております。あらかじめご了承ください。

保証委託契約内容に関する重要事項

大切な内容ですので、下記の内容をよくお読みになったうえでお申込をお願いします。

なお、本書面はご契約内容を全て記載しているものではありませんので、ご契約内容の詳細は保証委託契約約款をご覧ください。

1. 申込先の保証会社について

商 号：株式会社 イントラスト
所 在 地：東京都千代田区麹町1-4
問合せ先：03-5213-0805（土日、祝祭日を除く 9時から18時）

2. 保証の範囲および内容について

保証範囲 ①賃貸契約における賃料等（賃料、共益費、管理費、駐車場料、町会費等）
賃貸借契約更新料、賃貸借契約が解除された場合の明渡しまでの賃料等損害金
②訴訟その他法的手続き費用
保証上限額 賃料等の24ヶ月分に相当する金額

3. 保証期間について

保証期間 保証開始から1年間（1年毎に更新）

4. 保証委託料について

初回保証委託料：賃料等の60%
更新保証料：10000円（1年毎）

※原契約が原契約の賃貸借期間の満了日前に終了した場合、又は賃料等が保証期間の途中で減額された場合、当社が保証委託契約書を解除する場合であっても、当社は、お客様から受けた保証委託料等を返還いたしません。

5. 求償権の行使について

お客様が賃料等の未納などにより、賃貸借契約の金銭支払債務を当社が保証した場合、物件オーナー様・不動産管理会社様に代わり当社がお客様にお支払のご請求をさせていただきます。また、当社の定めた期日までにお支払いいただけない場合、遅延損害金として年14.6%の金額を加算してお支払いいただきます。

6. 事前求償について

賃貸借契約の金銭支払債務につき当社が保証前であっても、賃貸借契約の金銭支払債務の支払い期日が過ぎている場合、原契約又は本契約の各条項に一つでも違反した場合（保証委託契約約款第6条参照）などには当社は、事前にお客様にお支払のご請求をさせていただくことがあります。

私は、「保証委託契約内容に関する重要事項」についての説明を受け理解しました。
また「個人情報の収集・利用・提供に関する条項」に同意のうえ、申込を行ないます。

S341-0001

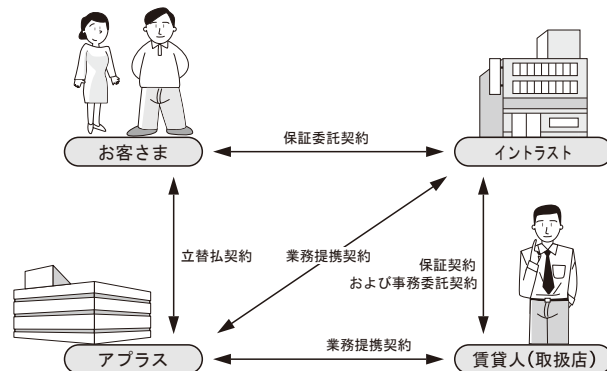
お申込日	申込者ご署名欄
西暦20 年 月 日	

家賃サービス契約について

1. 契約内容を明らかにした書面はよく読みましょう。

- 「契約内容を明らかにした書面」(本「家賃サービス契約について」と「アプラス家賃サービス申込書兼契約書」)をよくお読みください。
- 「契約内容を明らかにした書面」の中で不明な点がありましたら、賃貸借契約については、賃貸人(取扱店)、家賃サービス(お支払いに関すること)については、アプラスにおたずねください。
- 「家賃サービス契約について」と「アプラス家賃サービス申込書兼契約書」(写し)は大切に保管してください。

2. アプラス家賃サービス契約のしくみ



※アプラスは、イントラストと事務委託契約を締結した賃貸人の依頼に基づきイントラストに立替払いを行います。

- お客さまがイントラスト保証委託契約を利用して賃貸借契約を締結された場合、賃貸借費用等および月次事務手数料・初回保証料・更新保証料はアプラスがお客さまに代わって立替払いいたします。お客さまは賃貸借費用等および保証料等をアプラスの口座振替のしくみを利用して、アプラスにお支払いいただくことになります。
- つまり、お客さまは賃貸人と賃貸借契約を結ぶだけでなく、別にアプラスと立替払契約を結ぶとともにイントラストと保証委託契約を結ぶことになります。
- アプラス家賃サービス契約に関して、お客さまの個人情報が個人情報機関に「カード商品」または別途個人情報機関が指定する名称にて登録されます。詳しくは「個人情報の取扱いに関する同意条項」をご参照ください。

3. 月々の家賃お支払いについて

毎月27日に翌月分の家賃をお引落としさせていただきます。
(例) 11月分家賃→10月27日引落とし

4. 賃貸借契約を更新されるときは…

- 賃貸借契約の期間満了後も引続きお住まいになる場合は、賃貸人(取扱店)より更新内容が案内されます。詳細は賃貸人(取扱店)にご確認ください。

5. 賃貸借契約を解約(終了)されるときは…

- 賃貸借契約で定めた期日を前もって、賃貸借契約を解約(終了)し賃借物件を明渡されるときは、明渡し予定日を賃貸人(取扱店)にご連絡ください。

ご 注 意

契約はあなたご自身のものです。かりにお客さまが単に名義を貸したとしても、お客さまに支払い責任がございます。どんなに親しい人からたのまれても、他人に名義を貸すのは絶対にやめましょう。

お 願 い

新しい電話番号が決定しましたら…
契約後、ご住所を変更される場合は…

アプラス家賃サービス係まで
ご連絡をお願いします。

信販会社への
問い合わせ・相談窓口は…

 **アプラス**

家賃サービスに関するお問合わせ先

- 家賃サービス係 ☎ 0570-064-263
- ※0570(ナビダイヤル)は有料です。
- ※電話番号は、お間違いないようお願いいたします。

個人情報の取扱いに関する同意条項

第1条（個人情報の収集・利用の同意）

①申込者（契約者を含む。以下「私」といいます）は、株式会社アプラス（以下「会社」といいます）が立替払契約（申込を含む。以下「本契約」といいます）ならびに今後の取引に係る会社との取引の与信判断、と信後の管理のため、以下の各号の情 報（以下「個人情報」といいます）を、保護措置を講じたうえで収集・利用することおよび以下の会社の関連会社（以下「関連会社」といいます）と共同して利用することに同意します。なお、措置を講じたうえで収集した個人情報は、以下の会社との取引の与信判断、と信後の管理のため個人情報を利用します。

②会社所定の申込書兼受書（以下、「申込書」といいます）に私が記載した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号（携帯電話番号を含む）、Eメールアドレス、勤務先、家族構成、居住状況、運転免許等の記号番号等の「個人情報」(本契約締結後に会社が私から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む)

③本契約に関する契約の種類、申込日、契約日、支払方法、振替口座等の「契約情報」

④本契約に関する利用開始後の返済残高、月々の返済状況、履歴等に関する「利用情報」

⑤私が所定の私の年収（世帯年収を含む）、資産、負債、会社が収集している他のクレジット等の利用履歴および債務の返済状況等の「支払能力の判断その他の情報」

【個人情報と会社と共同して利用する会社の関連会社】

- 社名 株式会社アプラスフィナンシャル
- 住所：大阪市浪速区湊4丁目2番9号
- 社名 株式会社アプラスパーソナルローン
- 住所：大阪府吹田市豊津町9番1号

（共同利用における管理責任事業者名称：株式会社アプラス）

⑥私は、会社が本契約を行う者から私に相応しいかを確認するため、運転免許証、パスポート等の証明書の記載内容を確認すること（写しの入手を含む）または会社が住民票の写し等を含むこと（本契約締結後に住所提供を行う場合を含む）に同意します。

⑦私は、会社が本契約の締結内容および後の文交内容等を事後の記録のために収集することに同意します。

⑧会社は、個人情報を、契約終了後5年経過するものとします。ただし、他の法令等で保有期間の定めがあるものについては、当該法令の定めによります。

⑨私は、申込書等に記載された個人情報の買入、取返等ししくは集金業務受託会社兼保証会社が本条第1項①の個人情報について、私から通知を受ける等の方法により変更情報を知れた場合には、申込書等に記載された個人情報の買入、取返等ししくは集金業務受託会社兼保証会社が会社に対して、会社における今後の管理のために、当該情報を提供することに同意します。

⑩私は、申込書等に記載の買入人、取返人もしくは集金業務受託会社兼保証会社が私との買貸借契約の更新、管理等のために本条第1項①、②、③のうち必要範囲で個人情報を会社から提供を受けることに同意します。

第2条（個人情報の与信判断業務以外の利用）

①私は、会社が、会社の「ショッピングクレジット事業」「カード事業」「集金代行事業」「リース事業」「融資事業」「保証事業」その他会社の定款に記載されている事業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。

①新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービスのために利用する場合。

②市場調査、商品開発のために利用する場合。

③書面やその他の媒体（電話、Eメール、携帯電話番号にショートメッセージサービスの方法により送信するものを含む）による広告宣伝、販売促進活動、営業案内、貸付の取扱いに関する連絡のために利用する場合、なお、会社の具体的な事業内容については、会社のホームページに掲載しております。

④私は、個人情報が、前項各号に定める利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。

⑤私は、会社が、会社の関連会社、子会社・グループ企業・提携先企業から委託を受けて、当該企業の広告宣伝、販売促進活動等を実施する目的のため、第1条第1項①、②および③のうち履歴に関する個人情報を利用することに同意します。

第3条（新生銀行グループにおける共同利用）

私は、会社が、株式会社新生銀行（以下「新生銀行」といいます）およびそのグループ企業（ただし、会社の関連会社を除く。以下新生銀行と併せて「新生銀行グループ」といいます）のうち個人情報の共同利用について提供する企業における以下の利用目的の達成に必要な範囲において、第1条第1項①乃至⑧の個人情報（ただし、次条の個人情報情報取扱から取得した個人情報を除く）をこれらの者と共同して利用することに同意します。なお、当該共同利用に関する個人情報の取扱いについては、新生銀行が責任を負うものとします。

①私への各種商品、サービスの紹介、ご案内のため

②私が利用されている商品・サービスのフッターサービス、およびグループ特典・優遇の「提供のため

③各種商品・サービスの提供に際しての判断のため

④新生銀行グループによる各リスクの把握および適切な経営管理のため

※新生銀行とは、新生銀行、ならびに新生銀行の関連保証事業者等に記載する新生銀行の連結子会社および特任法適用関連会社をい、共同利用する場合は、そのうち個人情報の共同利用について提供する企業名を別途会社のホームページにて公表します。

第4条（個人情報情報取扱への登録・利用の同意）

①私は、会社が加盟する個人情報情報機関（個人の支払能力に関する情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を主とする者。以下「加盟機関」といいます）および加盟機関へ提供する個人情報情報機関（以下「提供機関」といいます）に加入し、私の個人情報（加盟機関の加盟会員によって登録される情報、管轄機関および加盟機関が独自に収集・登録する情報を含む）が登録されている場合には、私の支払能力の調査の目的に限り、それを利用することに同意します。

②私は、本契約に関する客観的取引集計に基づく個人情報、加盟機関に下書きによる期間記録され、加盟機関および提供機関の加盟会員により、私の支払能力に関する調査（与信判断および客観的の管理を含む、以下同じ）の目的に限り利用されることに同意します。

③加盟機関の名称・住所（住所および電話番号についてはそのとおりです。なお、会社が本契約期間中に新たに個人情報情報機関に加盟し、私の個人情報を登録・利用する場合は、別途案内により通知し、同意を得るものとします。名称：株式会社シー・アイ・エス（CIC）住所：〒160-8375 東京都東区東上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号階 名称：株式会社シー・アイ・エス（CIC）住所：〒160-8375 東京都東区西新井1-23-7 新宿ファーストエスビルF5

電話番号：ナビダイヤル 0570-666-414

URL：https://www.cic.co.jp/

登録情報	登録期間
①氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の本人情報	下記のないいずれかが登録されている期間
②本契約に係る申込みをした事実	会社が信用情報を照会した日より6ヶ月間
③本契約に関する客観的取引事実	契約期間中および契約終了後5年以内
④債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了後5年以内

加盟機関へ登録する情報は、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、契約期間中、運転免許証等の本人を特定するための情報、契約種類、契約日、契約開始日は利用履歴情報、貸付情報、保証額、商品およびサービスの数量・返却・期間、支払回数等の契約内容に関する情報、および利用履歴、割賦残高、年間返済予定額、支払日、完済日、延滞等の支払状況に関する情報の全部または一部となります。また、これらの項目以外に、4年度経歴資料の名称・住所、与信自費申出等の本人が提供が登録されます。

①名称：株式会社日本信用情報機関（略称「J1C」）

住所：〒110-0014 東京都台東区東上野1丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号階

名称：株式会社シー・アイ・エス（CIC）

住所：〒160-8375 東京都東区西新井1-23-7

電話番号：ナビダイヤル 0570-666-414

URL：https://www.jic.co.jp

名称：全国銀行個人信用情報センター（略称「KSC」）

住所：〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1

電話番号：03-3214-5210

URL：https://www.kenginkyo.or.jp/jpcic/

※「J1C」および「KSC」の加盟会員により利用される個人情報、は上記表の「④債務の支払を延滞等した事実」となります。

第5条（個人情報の提供等の同意）

①私は、会社が事務処理（コンピュータ事務、代金決済事務およびこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、会社が個人情報の保護措置を講じたうえで、第1条第1項により収集した個人情報を受託者に提供することに同意します。

②私は、会社が債権管理回収会社に関する特別措置法に基づき、下記債権回収会社に債権管理回収の委託（債権譲渡を含む）をする場合、第1条第1項①、②、③の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

の情報を下記債権回収会社に預託・提供することに同意します。

【会社が債権回収の委託をする債権回収会社】

●名称：エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社

住所：〒164-0012 東京都中央区本町2丁目44番1号

●名称：アルファ債権回収株式会社

住所：〒163-1108 東京都新宿区西新宿6丁目22番1号

新宿スクエアタワー808

第6条（個人情報の開示・訂正・削除）

①私は、会社および第4号で記載する個人情報情報機関に収集されている自己に関する個人情報、個人情報の保護に関する法律に定めることにより開示請求することができるものとします。第1条に記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、会社のホームページに掲載しております。

②個人情報情報機関に開示を求める場合には、第4条に記載の個人情報情報機関に連絡してください。

③前項に基づき（会社への開示請求により、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、会社はすみやかに訂正または削除に応じるものとします。

第7条（本条項不同意の場合の措置）

私は、私と本契約において必要な記載事項（申込書等に記載すべき事項）の記載を希望しない場合、または第2条および第3条を除く本条項の内容の全部または一部を承認できない場合は、会社が本契約を拒否する場合があることに同意するものとします。

第8条（利用中止の申出）

第2条および第3条による同意を得た範囲内で会社が個人情報を利用している場合であっても、私が利用中止の申出をした場合は、会社はそれ以降の利用を中止する措置を取るものとします。ただし、会社が送付する「ご返済予定表」等に対向する封入物の送付中止の申出はできないものとします。

第9条（本条項が成立した場合の同意）

私は、本条項が不成立の場合であっても、本条項により申込みをした事実の情報を、私の支払能力の調査のために、加盟機関が第4条記載の期間登録し、加盟機関の会員に利用されることに同意するものとします。

第10条（条項の変更）

本条項は、法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるとします。

第11条（個人情報に関するお問い合わせ窓口）

個人情報については、第4号の、個人情報管理が責任部署になります。なお、個人情報の開示・訂正・削除に関する請求カード、個人情報に関するお問い合わせ先は以下のとおりです。

住 所：吹田市豊津町9番1号 パシフィックマックス江坂

担当部署：株式会社アプラス お客様相談室

電話番号：0570-001-770 ※0570（ナビダイヤル）は有料です。

※電話番号は、お間違いのないようにお願いいたします。

URL：https://www.aplus.co.jp/

契約条項

「立替払契約者を含む」

本契約（契約者を含む。以下、「私」といいます）は、家賃サービス申込書兼受書契約（以下、「契約書」といいます）記載の賃借物件（以下、「賃借物件」といいます）に係る賃貸借契約（以下、単に「賃貸借契約」といいう。賃借借契約者が私である場合を含みます）が、契約書記載の賃主（以下、「賃貸人」といいます）との間で締結する賃貸借契約に限り、私が賃貸人に支払う費用、賃貸人から集金業務を受託した貸主の記載の取扱い（以下「取返店」といいます）および取返店から集金業務を再委託した貸主の記載の集金業務受託会社兼保証会社（以下「集金者」といいます）の両方と締結する賃貸借契約に限り、私が賃貸人、取返店および集金者（以下、「取返店」と「集金者」を合わせて「集金者等」といいます）に対して支払う費用（その具体的な保証金額は1条に定めるものとします。株式会社アプラス（以下、「会社」といいます）が賃貸人および集金者等に対して立替払することについて、会社との間で、次のとおり立替払契約（以下、「本契約」といいます）を締結します。

第1条（立替払）

①私は、賃貸借契約者の「賃貸人に対して支払った契約書記載の月額賃借費用（賃借物件明渡し日までの間に、私が賃貸人に対して負担することとなる月額賃借費用相当額を含む、以下「賃借費用」といいます）を、会社が賃貸人に立替払すること、②賃借費用が賃貸借契約に限り取返店に対して負担する費用（以下「取返店費用」といいます）を、会社が取返店に立替払すること、および③私が集金者と締結する保証委託契約に基づき支払う表記の初回保証料、更新保証料および月次管理手数料（以下、「保証金支払費用」といいます）を、会社が集金者に手替負担することを、会社に委託し会社はこれを受託するものとします。なお、賃貸人が①の賃借費用を支え、また、取返店が②の取返店費用の集金を、集金者が委託している場合には、私は、会社が①及び②の費用を集金者に立替払することを受託するものとします。

②私は、賃借物件における水道・ガス・その他の使用料金、賃貸借契約者と賃貸人との賃貸借契約者に記載された当該賃貸借契約に基づき賃借賃借契約者が負担する更新料、およびその他賃貸借契約に関して私が負担する手数料等（以下、これらその他費用等」といいう。賃借費用、取返店費用、保証金支払費用、その他費用等とあわせて「賃借費用等」といいます）を本契約の対価とすること、および③私が集金者と締結する保証委託契約に基づき支払う表記の初回保証料、更新保証料および月次管理手数料（以下、「保証金支払費用」といいます）を、会社が集金者に手替負担することを、会社に委託し会社はこれを受託するものとします。なお、賃貸人が①の賃借費用を支え、また、取返店が②の取返店費用の集金を、集金者が委託している場合には、私は、会社が①及び②の費用を集金者に立替払することを受託するものとします。

③私は、賃借物件における水道・ガス・その他の使用料金、賃貸借契約者と賃貸人との賃貸借契約者に記載された当該賃貸借契約に基づき賃借賃借契約者が負担する更新料、およびその他賃貸借契約に関して私が負担する手数料等（以下、これらその他費用等」といいう。賃借費用、取返店費用、保証金支払費用、その他費用等とあわせて「賃借費用等」といいます）を本契約の対価とすること、および③私が集金者と締結する保証委託契約に基づき支払う表記の初回保証料、更新保証料および月次管理手数料（以下、「保証金支払費用」といいます）を、会社が集金者に手替負担することを、会社に委託し会社はこれを受託するものとします。なお、賃貸人が①の賃借費用を支え、また、取返店が②の取返店費用の集金を、集金者が委託している場合には、私は、会社が①及び②の費用を集金者に立替払することを受託するものとします。

第2条（有効期間）

①本契約は、私が集金者から所定の書面を受領したときと成立するものとします。賃貸借契約および集金者との保証委託契約の成立を条件として、当該保証委託契約の成立を待たない期間満了日までの有効期間とされ、賃貸借物件の明渡し日とされるものとします。また、私が賃貸人または集金者等から集金者等との間で決済した期日または決済する場合は、前項満了日まで継続するものとします。また会社が承諾しない場合でもその旨賃貸人または取返店に通知されるものとなります。ただし、私が賃貸人または取返店から私の旨の通知をしたものとします。

②本契約は、賃貸借契約者と賃貸人との間の賃貸借契約が更新された場合は、更新後の期間について有効に継続するものとします。

③私が、賃貸借契約に定める期日までに賃貸借契約の終了ししくは解約の申出を行なったときは、私は、会社が賃貸人または集金者等から通知された条件により、賃貸借費用およびこれに基づき本契約が更新されたものとして取扱うことに異議ないものとします。なお、私は、会社から賃貸借契約の更新・条件の変更ならびに本契約の変更・変更に関する通知を受け、確認書等の書面の提出を求めたものと、これに応じるものとします。

第3条（賃借費用等の立替払）

①会社は、賃貸人または集金者等との間で取扱いした期日、賃借費用等を立替払するものとします。

②私は、会社が賃貸人または集金者等との間の取扱いのより前項の立替払日を変更できること、あらかじめ異議なく承諾するものとします。

第4条（本条項の充当）

①私は、会社に対して、賃借費用等のうち契約書記載の月額支払合計金（以下、「弁済金」といいます）を、契約書記載の支払日に、私が指定し会社が認めた支払口座からの口座振替の方法により支払うものとします。

②私は、申込書の記載内容に基づき事務手続きの遅延により初回支払日に、弁済金の口座振替ができなかった場合、かつ賃貸人または集金者等からの依頼があった場合、その翌月の支払日・初回支払日に係る弁済金と翌月の弁済金とあわせて口座振替の方法により支払うものとします。

第5条（保証料）

私は、本契約について、保証書記載の初回保証料および更新保証料を所定の支払日までに会社に支払うものとします。

第6条（賃借費用等の変更）

私は、賃貸借契約期間中、次の各号に定める事由により賃借費用等が変更された場合には、会社に立替払いを委託する賃借費用等も当然に変更され、賃貸人または集金者等から会社に通知があったときは、変更後の契約が成立することと承諾するものとします。立替払い、この場合、料に変更契約書の取交わしを行わないものとします。①賃借費用等の決定、②新たな賃借費用等の発生もしくは削減、③消滅法で定めた税率または租税額の変更。

第7条（賃借物件）

①私は「賃貸借契約者である場合に限り、以下、本条において同じ」は、本契約に基づき、会社に対して現在負担し、または将来負担する一切の債務を担保するため、私が賃貸人に対して、賃借をするために必要な借権を会社に譲渡するものとします。②賃借物件の明渡し日と返還を受けけることとを条件として、私が賃貸人に「預託した金銭・保証金」その他の金貨の返還請求権、③賃借物件明渡し日の翌日以降の本賃借期間相当分の割合より賃借費用等の返還請求権。

②私は、前項の借権譲渡について、賃貸人に対して行う借権譲渡通知の権限を会社に付与するものとし、会社の承諾が無く限り、この権限を取消しまたは撤回しないものとします。

第8条（借出事項の変更）

①私は、私または賃貸借契約者が、住所・氏名・勤務先・指定預金口座等を変更する場合は、あらかじめ書面をもって会社に通知します。ただし、会社が適当と認めた場合には、会社への電話等によって行い出せることもできるものとします。

②私は、前項の通知を怠った場合、会社からの通知または送付書類等が来るとはならない場合でも、会社が適当と判断すべきとされたものとみなすことに異議ないものとします。ただし、前項の通知を行わなかったことについて、延滞または不備な事情がある場合は、この限りでないものとします。

第9条（費用等の負担）

①私は、次の各号に定める費用を負担するものとします。①会社に対する弁済金の支払に要する費用、②私が会社に対する弁済金の支払いを選じたことにより、会社が保証金に充当する等の再請求手続きを行ったときは、再請求手続き1回につき800円（税抜き）を上乗せした費用、③会社が私の都合により訪問金ししたときは、1回につき1,000円（税抜き）、④会社から私に対して、書面による催告されたときは、当該催告に要した費用、⑤本契約の継続費用および本契約の基

づく会社の権利行使または保全に要する費用。

②私が会社から支払う費用について公租公課が課せられる場合は公租公課（消費税等）が変更された場合は、私は、当該公租公課相当額または当該増額部分を負担するものとします。

第10条（紛争）

①私は、賃貸借契約に限り、賃貸人または集金者等との間で紛争が生じた場合は、すべて私および賃貸借契約者と賃貸人または集金者等との間で解決するものとし、会社に対する弁済金の支払いを免れることとはできないものとします。

②私は、賃貸借契約者が、賃貸借契約に準じ、賃貸人または集金者等に対して、賃借費用等の支払停止を主張し得る正当な事由が存し、賃貸人または集金者等に対する支払を拒否する場合は、会社に対して、事前に書面を通知するものとします。この場合は、当該通知の到達日以降に支払日があり到来する賃借費用等について、賃貸人または集金者等が1か月以上支払日の停止を会社に依頼することができるとものとします。

③私が、会社に対する前項の通知を怠ったことにより、会社が本契約に基づき、賃貸人または集金者等に賃借費用等を立替払した場合、私は、当該立替払金に係る弁済金の支払いを免れることとはできないものとします。

第11条（遅延賠償）

私が会社に対する弁済金の支払いを選滞したときは、支払期日の翌日から完済に至るまで、各弁済金に対して年14.60%（1年を365日とする日割計算）を乗じた額の遅延賠償金を支払うものとします。

第12条（賃貸借契約の終了の通知）

①私は、賃貸借契約の解除または解約もしくは賃貸借契約期間の満了等により、賃貸借契約を終了するときは、賃貸人または集金者等に対し、賃貸借契約書に定める期日までにその旨を通知するものとします。

②私が前項の通知を怠った場合には、第10条第3項に準ずるものとします。

第13条（反社会的勢力の排除）

①私は、私および賃貸借契約者が、現在、次の各号のいずれにも該当しないものと該当しないことを確約するものとします。①暴力団 ②暴力団員および暴力団員でなくなった者かつ5年を経過した者 ③暴力団組織構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等 ⑥社会運動等偽装ゴロイ（特殊技能者力者等） ⑦前各号の共犯者（前各号に掲げ者の資金提供活動に参入し、または前各号に掲げ者の威力、情権力、資金力等を利用することによって自ら利益拡大を図る者） ⑧その他前生者に準ずるものとする。

②私は、私または賃貸借契約者が自らまたは第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約するものとします。①暴力力的要求行為 ②法的な責任を超えた不当な要求行為 ③取引に関して、脅迫的な言動をし、または取引を断行する行為 ④風俗を害する、偽計を用いた威力を用いて会社の信用を毀損し、または会社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為

③私はた賃貸借契約者が第1項または第2項に定める事項に反する具体的な疑念に疑われる場合には、会社は、私に対し当該事項に関する調査を行い、必要に応じて資料の提出を求めることができるものと、私はこれに応じるものとします。

第14条（返還金等による弁済）

①会社は、第7条第1項に基づき私から借り受けたい借権の弁済期が到来した場合は、本契約に基づく債務の弁済期到来の有無に関らず、私または賃貸借契約者に通知することなく、賃貸人または集金者等から譲受借権に基づく返還金に充てられ、本契約上の債務に充当することができるとものとします。

②前項により、会社が返還金等を本契約上の債務に充当した場合において、剰余金が発生した場合は、当該剰余金は会社から私に返還されるものとしますが、不足が生ずる場合は、私は会社に対して当該不足額を直ちに弁済するものとします。

第15条（弁済金の返還に伴う取扱い）

①私が、会社に対する弁済金の支払いを選滞した場合は、賃貸人または集金者等から、賃貸借契約に基づく賃借費用等の支払債務を不履行したものととして取扱うものと異議ないものとします。またその取扱いには会社の賃借費用等の立替払に充てられるものにかかわらず、この限りです。

②前項の場合、私は、私の会社に対する弁済金の返済状況について、会社が賃貸人または集金者等に対して通知しても、異議ないものとします。

第16条（本契約の終了）

①本契約は、以下の各号のいずれかの事由が生じたときは、当然に終了するものとします。ただし、私が本契約に基づく会社に対する債務の支払いを完了していない場合、私の会社を私を免れることとはせず、その限において、本契約の期間満了が適用されるものとします。①賃借物件の変更、賃借費用等の変更その他賃貸借契約の内容に重大な変更があったとき、②賃借物件について、賃貸人または集金者等が賃借費用等の収受権限を有しない等賃貸人または集金者と会社との本契約締結に係る債権関係について「賃借契約」といいます。で定められた事項が会社から立替払金を行うための要件が充足されない（となった）、③提携契約が終了したとき、④私が賃貸借契約者の借権の支払停止を主張し得る正当な理由により賃借費用の支払いを拒否し、賃貸人または集金者等と私および賃貸借契約者との間で賃借契約について紛争が生じ、これが2ヶ月以上解決しないとき、⑤賃貸人が賃料不払いを理由に賃貸借契約を解除した後に、賃貸人と私または賃貸借契約者が、再度賃貸借契約を締結する、あるいは従前の賃貸借契約の存在を認める等の内容の和解をしたとき、⑥私について破産手続開始決定がなされ、破産管財人が選任されたとき、⑦私が死亡したとき。

②本契約は、以下の各号のいずれかの事由が生じた場合も、当然には終了しないものとします。⑧私について破産手続開始決定がなされたとき（破産管財人が選任された場合を除く）。

第17条（期間の満了の喪失、本契約の解除）

①次の各号のいずれかの事由が生じたときは、私は次項により会社が本契約を解除したときは、私は当然に期間の利益を失い、会社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合において、私が本契約に基づき（会社に対する）本支払債務を弁済するときは、本契約の期間満了が適用されるものとします。①私が本契約に基づき弁済金の支払を選滞し、または、②私が第2号より選滞し、仮延滞、仮処分、その他強制執行もして選滞の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けとなく、③私について破産、再建手続の申立があったとき、又はこれらの事由が生じたことと代理人が選任されたとき、④私が借り出した手形・小切手が不渡りとなったとき、⑤私が会社に貸し付けた負担他の事由が生じたこと、⑥私が本契約の履行について、期間の利益を喪失したとき、⑦私の金銭的信用地位が著しく悪化したとき。

②私は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、私は私への通知・催告を要することなく、いつでも本契約を解除するができるとものとします。①賃借借契約者が死亡したこと、②私と本契約を締結したとき、③賃貸人または集金者等と賃貸人の間に、本条項に記載された内容の賃借借契約、その他の利用契約があり、またはその契約内容が異なったとき、④私が合理的に判断したとき、⑤賃借費用等および申込書等に記載された入居者と対象物件の現実の入居者が異なっていると会社が合理的に判断し、かつ⑥賃貸人または集金者等が賃借費用等の収受権限を有さない等、提携契約で定められた事項が充足されていないことが判明したとき、⑦賃貸人または集金者等が提携契約で定められた事項を違反したとき、⑧私が本条項を解除できない等の理由により、本契約を継続することと困難であると会社が合理的に判断したとき、⑨賃貸人または集金者等が変更になったとき、⑩私が第13条第1項もしくは第2項のいずれかに該当した場合、同条第1項もしくは第2項の規定に基づき（確約に関して）虚偽の申告をしたことと判明した場合、または同条第3項の調査等に応じない、あるいは虚偽の回答をした場合のいずれかであって、本契約を継続することと不適切であると会社が判断したとき。

③前項②の規定の適用により、会社が損害、損失または費用（以下、これらを「損害等」といいます）が生じた場合には、私は、これを賠償する責任を負うものとします。また、前項②の規定の適用により、私が損害等が生じた場合であっても、私は、当該損害等についての賠償を会社に請求できないものとします。

第18条（定期借賃等）

賃借物件に係る賃貸借契約の種類が借地借家法に規定する定期借賃賃貸または定期賃貸借であり、賃貸借契約期間終了後に賃借物件について私が新たに賃貸借契約（以下、「再契約」といいます）を締結する場合には、会社が私に対して特段の通知を行わない限り、本契約は更新されるものとします。この場合、再契約時に入居し入れられ敷金等の返還請求権については、第7条および第14条に準ずるものとします。

第19条（弁済金の充当）

私の会社に対する弁済金が、本契約に基づき会社に対して負う一切の債務を完済させるに足りない場合は、私は会社が、私への通知なくして、会社所定の充当金により、当該弁済金の債務への充当を行うことに同意し異議ないものとします。

第20条（住民票の活用）

私は、本契約に係る調査のためもしくは本契約成立後における借権管理のために、会社に必要と認めた場合には、私の住民票などを会社が取得し利用することと同意するものとします。

第21条（賃貸人及び集金者等の変更）

①賃貸人が変更となり、変更後の賃貸人及び会社が本契約の継続適用を認める場合、私は本契約における賃貸人を変更後の賃貸人とするすることに同意するものとします。また、私が借主履歴管理を賃貸人に立替払いしている場合、私は会社が借主に特段の手続きをすることなく、引き続き本契約に基づき、変更後の賃貸人に立替払いすることと同意するものとします。

②集金者等が変更となり、変更後の集金者等及び

お申込者様アンケート

①お引越しの理由()

②物件の決め手 ※複数回答可

☐内装 ☐家賃 ☐初期費用 ☐立地 ☐仲介業者様からの推薦 ☐設備 ☐新築

☐未内見 ☐内見済 ☐その他()

③居住予定年数

☐半年未満 ☐半年～1年 ☐1年～2年 ☐2年以上

④新居から勤務先・学校までの通勤時間・距離

☐徒歩圏内 ☐自転車 ☐電車 ☐車・バイク ※求職中の方はこちら ☐ 合計()分

⑤本年度の収入見込み

年収()万円

※有職者以外（学生・生活保護・年金受給者等）の方は 月収()万円

☐年金 ☐生活保護 ☐仕送り ☐アルバイト ☐その他()

☐貯金()万円

⑥現在の住居の家賃と居住年数

☐実家 ☐持ち家 ☐賃貸 月()万円 ()年()ヶ月

⑦学生のみ

1. 卒業予定年度 ()年()月

2. キャンパス移動の予定 ☐なし ☐あり ()年後 新キャンパス最寄り駅()

⑧生活保護受給者のみ

受給理由()

⑨入居希望日

令和()年()月()日

ご要望()

令和 年 月 日 申込者氏名：_____

※本アンケートに基づいて、弊社(050-3646-5781)の担当者からお客様へ直接お電話させていただきますので、予めご了承ください。

※お客様にご記入いただきましたお名前等の個人情報は、お客様のサービス向上及び入居審査のために使用させていただきます。なお、お客様自身の個人情報に関する照会や訂正、追加、削除等につきましては、お客様ご本人からご連絡いただくことにより合理的な期間及び範囲内で対応いたします。手続きにつきましては、03-6206-3529までご連絡ください。

武蔵コーポレーション株式会社 〒110-6229 東京都千代田区丸の内 1-11-1 パシフィックセンチュリープレイス丸の内 29F

未内見契約承諾書

武蔵コミュニティー株式会社 御中

物件名 : _____ 号室

所在地 : _____

上記物件の賃貸借契約につき、下記物件を理解したうえで締結致します。

記

- 一、本物件の室内を内覧せず、図面の確認等により契約締結することを承諾します。
- 一、確認した図面等と現況が異なる場合においても意義申し立てしないものとします。
- 一、天災地変その他、貸主及び媒介業者の責めに帰さない事由により引き渡しが遅延する場合、
引渡し日変更に伴う日割り家賃の返還については無利息にて行うものとし、その他、
引渡し延長により生じた費用については貸主及び媒介業者に一切請求しないものとします。
- 一、キャンセルとなった場合には、契約金等、一切の金員の返還請求を行いません。

以上

令和 年 月 日

賃借人 住所 _____

氏名 _____

媒介業者 住所 _____

会社名 _____

⑩